



【2007.10.15】 <TOIPCS>
■ 地域別最低賃金について
—平成19年10月より、全国加重平均14円引き上げへ—

◇ 今年度の地域別最低賃金が公表され、10月中旬に順次改正されます。

◇ 最低賃金とは、日本国憲法第25条の趣旨に基き、最低賃金法により定められているものですが、この制度の目的は、すべての労働者を守るための安全網としての役割を果たしています。

◇ 雇用者は最低額以上の金額を賃金として労働者に支払わなければならないが、常用・臨時・パート・アルバイトなどといった就労形態は問いません。また、特定の産業の事業場で働く労働者については、「地域別最低賃金」よりも高額な「産業別最低賃金」が適用されます。

◇ このように最低賃金には、「地域別」と「産業別」が設定されています。これら最低賃金は、労働者保護のための制度であるため、例えば、雇用契約の際に、この最低賃金以下での賃金で雇用契約を締結したとしてもそれは無効となり、最低賃金の額まで引き上げられることとなります。ただし、精神や身体が障害により著しく労働能力の低い者等には、都道府県労働局長の許可を条件とする最低賃金適用除外制度があります。

◇ また、最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られません。

具体的には最低賃金額から

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- ③ 時間外労働・休日労働に対する賃金
- ④ 深夜労働に対する割増賃金
- ⑤ 臨時に支払われる賃金(慶弔金など)

以上の金額を除いた賃金額が最低賃金額以上でなければなりません。

◇ 最低賃金は時間額で定められていますので、給与の支払形態が月給や日給の場合は、1時間あたりの時間額に換算し、最低賃金を下回っていないかを把握しなければなりません。

◇ これまで、この最低賃金法をめぐる、問題だと指摘されていた点としては、生活保護との関係や水準に対する労使の対立が上げられます。正社員並みに働いても生活保護の水準にも満たない収入しか得られない就業者、いわゆる「ワーキングプア」などと呼ばれる就業者の増加により、最低賃金の引き上げが叫ばれてきたわけですが、使用者側の激しい抵抗があり、なかなか飛躍的な引き上げを期待することができないのが現状です。